

習志野市教育委員会会議録
(平成19年第11回定例会)

1 期 日 平成19年11月28日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後4時20分
閉会時刻 午後5時05分

2 出席委員 委 員 長 小 泉 俊 雄
委 員 青 木 克 己
委 員 吉 村 博 与
委 員 栗 原 伸 夫
委 員 植 松 榮 人

3 出席職員 副教育長 佐 藤 慎 一
教育総務部長 小 滝 益 夫
学校教育部長 柴 田 史 香
生涯学習部長 小 林 伸 二
学校教育部参事 村 山 源 司
学校教育部参事 渡 辺 伸 治
教育総務部次長 加 藤 清 一
生涯学習部次長 山 崎 敏 雄
教育総務部副技監 鈴 木 知 行
教育総務部・学校教育部副参事 野 中 良 範
学校教育部副参事 鶴 岡 智
総合教育センター所長 寺 本 修 和
指導課長 若 崎 光 美
社会教育課長 早 瀬 登 美 雄
生涯スポーツ課長 竹 下 博
青少年課長 長 谷 川 隆
青少年センター所長 澤 田 敏 春
教育総務部主幹 福 山 宗 起
教育総務部主幹 佐々木 重 春
学校教育部主幹 高 柳 英 昭
学校教育部主幹 鈴 木 博
生涯学習部主幹 及 川 隆 志
生涯学習部主幹 土 屋 操

4 会議内容

委員長が

平成19年度習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項（1）及び（2）を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、報告事項（1）及び（2）を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成19年第10回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項（3） 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について） (企画管理課)

教育総務部次長が

平成19年9月6日夜半から9月7日未明にかけて、台風9号により実花小学校の樹木が倒れ、隣接する習志野市東習志野6丁目7番地の建物外壁等を損傷した物損事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定及び本市専決処分事項の指定に基づき、市の責務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分するよう市長に申し入れたので報告するものである、と概要を報告。

委員が

台風により木が倒れることが予想される箇所があれば点検をお願いしたい、と要望。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は承認された。

議案第33号 「平成20年度～平成26年度習志野市教育基本計画」について (企画管理課)

教育総務部次長が

平成13年度に策定された現行の「習志野市教育基本計画」が、平成19年度を目標年度とすることから、新たに平成20年度～平成26年度までの「習志野市教育基本計画」を定めようとするものである。

平成19年第9回定例会にて協議いただいた第1次案は、現行の「習志野市教育基本計画」の平成17年度までの施策・事業を評価し、それらに基づき「子どもたちや市民のた

めによりよい教育」の実現を目指し、施策や事業を策定したこと、学校教育において、幼稚園、小学校、中学校が一層の連携を図りながら、段階的に子どもたちの「生きる力」を育むことを明確に目指したこと、小施策の目標達成を評価することを意図した「施策成果指数」を導入したこと等、現行の教育基本計画を10項目に亘って修正したものである。

本案は、こうして修正した第1次案に、教育委員によるご指導、パブリックコメントにより寄せられた市民の意見、市議会議員から頂いた意見・指導を基に、策定委員会で協議を行い修正し、最終案として提出させていただくものである、と概要を説明。

委員が

第9回定例会にて、教育長の「はじめに」の文章について提案させていただいたが、修正により今日までの流れ、計画策定の目的が明確になり、一般の方にわかりやすくなっている、と発言。

また、P19から図表があるが、フォントが明朝体であったり、ポップ体であったりとしているので、統一した方がいいのではないか、と要望。

教育総務部長が

委員の意向を踏まえ検討していきたい、と回答。

委員が

パブリックコメントによる修正について、市民から意見をいただいたとはいえ、あまりにも小さな細目まで計画として決めてしまうと、学校現場の裁量の余地がなくなってしまうのではないかと懸念。

現場を預かっている校園長から上がってきた声は参考にすべきであるが、意見を出した一市民の声が大局的な見地に留まらず、計画の細目にまで反映されていくことに不安を感じる。市民の声をどういう手順でどうまとめていくのか、今回を参考に検討していただきたい、と要望。

教育総務部長が

平成19年第9回定例会にて、第1次案を協議していただいた際にも同様のご指摘をいただいたが、本案は、委員ご指摘の趣旨を踏まえた上で、市民からの意見を協議し、修正した方がよいと判断した結果、修正したものである、と回答。

委員が

パブリックコメントによる市民の意見も大事だと思うが、子どもに接している現場の声も大事にしていきたい、と要望。

また、これほど丁寧にも何段階も経て策定された計画は記憶にない。事務局の努力に尊敬と感謝の念を申し上げるとともに、今後の課題としてこの計画をどう運用していくのか、検討していただきたい、と要望。

さらに、これからの作業日程を教えてください、と質問。

教育総務部長が

本日ご承認いただければ、直ちに印刷、平成20年2月初めには各学校へ配付し、各校の平成20年度教育計画に反映していただく。

また、平成20年習志野市議会第1回定例会への提出を考えている、と回答。

委員が

全国に誇れる計画に仕上がっているように思うので、出来れば概要版もHPに掲載し、全国にPRしていただきたい、と要望。

教育総務部長が

概要版も市HP及び情報公開コーナーにて公開する予定である、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第34号 平成19年度末及び平成20年度習志野市立小学校、中学校及び幼稚園
教職員人事異動方針の制定について**

(学校教育課)

学校教育部次長が

平成19年度末及び平成20年度習志野市立小学校、中学校及び幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会として異動方針を定めようとするものである。今年度の昨年度と大きな違いはなく、文言の変更のみである、と概要を説明。

委員が

幹部教員の範囲は、と質問。

学校教育部次長が

教務主任、研究主任、生徒指導主任等も含めて幹部教員である。

学校教育全体について広く見識を持ち、管理職へ進むことが出来る人材を教務主任に、その準備段階として生徒指導主任、研究主任に充てる。将来ある人材を多く登用し、適性に考えていきたい、と回答。

委員が

社会教育、社会体育の方々が教育委員会顕彰規程に基づく感謝状・表彰状を受賞しているが、学校教育者に対する受賞はないのか。

また、幹部教員に手当はあるのか、と質問。

学校教育部次長が

千葉県では管理職でなくとも、指導力のある優秀な教員に対する表彰を行っており、市でも千葉県教育委員会に推薦している。

また、手当については、研究主任、生徒指導主任、学年主任に主任手当を支給している、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成19年12月26日（水）
午後3時に決定された

〈報告事項（1）及び（2）は非公開〉

報告事項（1） 平成19年度教育費予算案（12月補正）について （企画管理課）

教育総務部次長が

平成19年習志野市教育委員会第10回定例会で提案し、承認を得た平成19年度教育費予算案（12月補正）について、概要を報告。

委員長が会議時間が5時を過ぎることについて諮り、全員異議なく承認された。

報告事項（1）は了承された。

報告事項（2） 臨時代理の報告について （企画管理課）

教育総務部次長が

習志野市教育委員会顕彰規程第3条及び同規程の推薦基準に基づき、表彰状受賞者を追加したことについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告するものである、と概要を報告。

報告事項（2）は了承された。